

## 食費、居住費（滞在費）のめやす

### 食費、居住費（滞在費）の負担額

利用者が負担する額は施設との契約により決まり、施設により異なります。世帯に市民税を課税されている人がいる場合は、下表の金額がめやすとなります。

#### 食費、居住費（滞在費）の利用者負担額のめやす<日額>

部屋のタイプ		居住費（滞在費）	食費
ユニット型個室		1,970円	1,380円
ユニット型準個室		1,640円	
従来型個室	特養	1,150円	
	老健・療養等	1,640円	
多床室（相部屋）		320円	

### 低所得の人の負担軽減（特定入所者介護サービス費）

所得の低い人は、申請すれば、下表の限度額までの負担となります。

#### 所得の低い人の食費、居住費（滞在費）の負担限度額<日額>

区分	対象者	居住費（滞在費）の限度額					食費の 限度額
		ユニット 型個室	ユニット 型準個室	従来型個室		多床室 （相部屋）	
				特養等	老健・療養等		
第1段階	・高齢福祉年金受給者で 世帯全員が市民税非課税の人 ・生活保護受給の人	820円	490円	320円	490円	0円	300円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	820円	490円	420円	490円	320円	390円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第2段階に該当しない人	1,640円	1,310円	820円	1,310円	320円	650円

※ 施設の設定した食費、居住費（滞在費）が上限額を下回る場合は、施設が設定した金額が基準となります。

※ 限度額を超えた分は、特定入所者介護サービス費として介護保険から施設に支払われます。